

食 品 安 全 委 員 会 第 26 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 16 年 1 月 8 日 (木) 14:00 ~ 14:53

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレートを主成分とする容器包装について

・ 農薬 2 品目

(ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド)

(厚生労働省からの説明)

(2) B S E に関する日米会合等について (報告)

(3) 食品安全委員会の 12 月の運営について (報告)

(4) その他

4 . 出 席 者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(専門委員)

吉川プリオン専門調査会座長、金子プリオン専門調査会座長代理

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長

農林水産省 佐藤消費・安全政策課長、栗本衛生管理課長、

池田食肉鶏卵課食肉調整官

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料 1 - 1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

資料 1 - 2 化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品健康影響評価について

資料 1 - 3 ベンチアバリカルブイソプロピル及びメタルデヒドの食品衛生法第 7 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 米国における BSE の発生について

資料 3 食品安全委員会の 12 月の運営について

6．議事内容

○寺田委員長 明けましておめでとうございます。

ただいまから「食品安全委員会」の第 26 回の会合を開きます。

本日は 7 名の委員、全員が御出席でございます。

なお、本日は議題 2 における「BSE に関する日米会合等について（報告）」があります関係で、当委員会のプリオン専門調査会の吉川座長、及び金子座長代理にも出席していただいております。

また、議題 1 の関係も含めまして、厚生労働省から、外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長。

農林水産省から、佐藤消費・安全政策課長、栗本衛生管理課長、池田食肉鶏卵課食肉調整官に出席していただいておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 26 回会合）議事次第」というのがございますので、御覧いただきたいと思います。

資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、5 点でございます。

資料 1 - 1 が「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」。

資料 1 - 2 が「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「ベンチアバリカルブイソプロピル及びメタルデヒドの食品衛生法第 7 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」であります。

資料 2 が「米国における B S E の発生について」。

資料 3 が「食品安全委員会の 12 月の運営について」でございます。

皆さん、お手元でございますね。

それでは、早速、議題の 1 に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」。

資料 1 - 1 にありますように、平成 15 年 12 月 25 日付けで厚生労働大臣より食品健康影響評価の要請がありました、「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレートの主成分とする容器包装について」及び「農薬 2 品目（ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒド）」の食品中の残留基準の設定について、厚生労働省から説明を聞きたいと思います。

まず、化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレートの主成分とする容器包装につきまして、厚生労働省の中垣基準審査課長から説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中垣基準審査課長 中垣でございます。よろしくお願いいたします。

資料 1 - 2 に基づいて、御説明申し上げます。

委員長から御紹介がありましたとおり、化学分解法により再生をしたポリエチレンテレフタレート、P E T でございますが、これ主成分とします合成樹脂製の容器包装に関係します食品健康影響評価を 12 月 25 日付けで食品安全委員会をお願いをしたところでございます。

「1. 経緯」でございますが、なお書きのところにございますとおり、再生 P E T、P E T の再生品を用いた食品に関係いたしますものとしては、既に卵パックでございますとか、果物トレーでございますとか、こういうものが流通しているところでございますけれども、今般、これを清涼飲料等の容器包装に用いたいというような要請があったところでございます。清涼飲料水等に用いるということになりますと、曝露の形態も変わるのであろう、リスクも今までのものに比べて高いのであろうというような観点から、いろいろな資料を添えて食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするということにしたところでございます。

どのようなことかと申し上げますと、経緯の 2 行目のところにございますが、帝人グループが使用済みの P E T ボトルを原材料としまして、化学分解法によって得たモノマーを使用して、新たに製造し直すというようなものでございます。

2 番でございますが、その化学分解法でございますけれども、別紙、3 枚目でございます

すが、ここに図が出ておりますので、これを御覧いただきたいと思いますけれども、使用済みのPETボトルを破碎洗浄しフレーク状にした後、化学分解プロセス、精製プロセスを経て、DMTというところまで一度戻して、それを更に加水分解をしてTPAというモノマーレベルまで一度戻す。後は通常の製造工程、いわゆるバージンと申しますか、最初、新規に製造されるものと同じような工程でPETボトルをつくる。すなわち、PETを一回化学物質のモノマーと言われる単量体まで戻して、それを再構築するというものでございます。

1 ページ目に戻らせていただきまして、今後の方向でございますが、食品安全委員会の御結論をいただいた後で、厚生労働省において最終的な取扱いを検討したいというふうに考えているところでございます。

2 ページ目に、諸外国におきます取扱いを書いておりますので、御紹介させていただきたいんですが、アメリカにおきます再生PETの取扱いにつきましては、92年に指針、いわゆるガイドラインが公表されております。すなわち、何かの規制をするという意味ではなくて、指導ベースでのガイドラインが公表されておまして、再生工程に関し個別の方法ごとに資料提出を指導した、その結果、問題がないと判断した場合には、No Objection Letterと言われる見解を交付してきたというところでございますけれども、この化学分解法、先ほど申し上げました、帝人で採用しておるような化学分解法に基づきます再生PETにつきましては、2001年、指針の対象外とした。すなわち、何もしなくてよろしいという決定をしたというところでございます。

今回、申請しております帝人グループにつきましては、FDAから、この指針に基づくNo Objection Letterを得ておるところでございます。

(2) ヨーロッパでございますが、ヨーロッパにおきましては、共通の取扱いというのは定められていない。すなわち特段の規制もされていないというところでございます。

ただ、ドイツにおきましては、95年にやはりガイドラインが示されておって、それに基づいてGMPですから、適正と考えられる範囲で製造し使用するということが決められているところでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 この製造技術に関しましては、ほとんどは公開されたまま議論が可能な技術

でございますか。

○中垣基準審査課長 基本的にはそのようなことだと思いますけれども、細部にわたってノウハウみたいなものがあるかどうかということについては、ちょっと今、ここで答えられるだけの知見を有しておりません。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 米国でこの化学分解法で再生したものは対象外というのは、米国でそういうものがあるということですか、あるいはない。

○中垣基準審査課長 あるというふうに考えております。

今回提出された資料を簡単に申し上げますと、1つには分析のデータ。どんなものが溶出してくる、溶出してこない。更にそれが我々が定めておるPETの規格に合うというようなデータ。

2番目には、この場合に一番問題となりますのは、汚染物質と申しますか、例えば、農薬がPETボトルに入って、それが再生されるところにまで残っていく、残っていないというのが問題になりますから、代理汚染物質と呼んでおりますけれども、揮発性がある、なし、極性がある、なしというふうな種類で4つ。あるいは有機金属、モーターオイルなどのものを添加して、それがどのような挙動を示すかというのを分析したデータ。

3番目には、変異原性とかAmes試験とかというような動物試験のデータ。

4番目には、女性ホルモンの内分泌攪乱様の作用の有無を見たような資料が出されておまして、そういう点から申し上げますと、化学分解をするものにつきましては、最初に申し上げたような汚染物質、そういうものが残る危険というのは、かなり限られておるといようなことから、このような形になったんだろうと思いますけれども、何しろ我が国で初めての行為でございますから、そういう点で健康安全評価をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 あと、清涼飲料に対象が限定されていますね。これに関しましては何か意図があるのでございましょうか。

○中垣基準審査課長 清涼飲料水等と書いてあるわけでございますけれども、一番のPETボトルのシェアと申しますか、使用先と申しますか。それが清涼飲料でございまして、経緯の1行目に書いていますように、清涼飲料、しょうゆ、酒類などと聞いておりますから、かなり幅広い範囲で用いる。逆に申し上げますと、今のPET等の使用とほぼ同じ範囲で用いるというようなことを前提にしておるといいうふうに聞いております。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○見上委員 もとのPETボトルと、この再生したPETボトルの比較というか、そういうデータもあるんですか。

○中垣基準審査課長 一番最初に申し上げましたように、いわゆる分析のデータ、どういうものが溶出してくる、溶出してこないというようなものについて、比較データが添付されております。

○見上委員 どうもありがとうございました。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、次に、農薬2品目につきまして、また引き続きお願いいたします。

○中垣基準審査課長 資料1-3に基づいて御説明をさせていただきます。ベンチアバリカルブイソプロピル、メタアルデヒドと、この2品目の農薬につきまして、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価をお願いしたところでございます。

経緯でございますけれども、昨年の12月19日付けで、農林水産省より農薬取締法に基づく登録の申請があったという連絡がこの2品目についてございまして、我々の方から食品残留基準をつくるための資料の入手の御協力をお願いしたところでございます。

その結果、農林水産省から資料をいただきましたので、残留農薬基準の設定を検討するに当たり、食品健康影響評価をお願いするところでございます。

2番の概要でございますが、まず「(1)ベンチアバリカルブイソプロピル」でございますが、これは殺菌剤でございまして、キュウリ、トマト、バレイショへの適用が申請されているところでございます。

国際的に見ますと、いわゆるJMPRにおける毒性評価はされておりませんし、国際基準も設定されておりません。また、欧米においても未だ登録がされておるということは聞いておりませんが、EUに対して申請を行っておりるところというふうに聞いております。

次に「(2)メタアルデヒド」でございます。これはナメクジの駆除剤でございまして、稲への適用が申請されているところでございます。

同様にJMPR、あるいは国際基準というのは設定されておりませんが、このメタアルデヒドにつきましては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア、かなり多くの国々で既に農薬として登録、使用がなされておるところでございます。

3番でございますけれども、我々といたしましては、食品安全委員会の評価の結果を踏まえまして、残留基準の設定のために審議会等の手続をしていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの、農薬 2 品目の説明につきまして、何か御質問あるいはコメントございますか。

ないですね。

それでは、御説明どうもありがとうございました。本件につきましては、それぞれの専門調査会で審議をしていただくこととなりますが、なお「器具・容器包装専門調査会」は現在、専門委員の発令の途中でございますので、手続が済み次第、検討を開始するということとなります。よろしくお願いいたします。

それでは、議題 2 に移らせていただきます。「BSE に関する日米会合等について」の報告でございますが、事務局の方からお願いいたします。

○梅津事務局長 お手元の資料 2 に沿いまして、御説明したいと思います。

アメリカにおける BSE の発生につきましては、昨年の 12 月 25 日木曜日の第 25 回食品安全委員会で両省から報告されたところでありますけれども、その後の日米会合等を中心に御説明したいと思います。

資料 2 の 1 ページ目にございますように、念のため、24 日、米国農務省の獣医学研究所で検査の結果、ワシントン州で BSE に感染した牛 1 頭が確認されたという記者発表が行われたわけでございます。この情報を受けて、厚生労働省においては当面の措置として暫定的に米国産牛肉の輸入を停止して、我が国における輸入状況の調査を指示しております。

同時に農林水産省も動物検疫上、つまり貿易対策として米国産牛肉等の輸入を一時停止したところであります。

その後、いわゆる BSE のレファレンス・ラボである、英国の獣医学研究所に検体を送付して試験を行ったわけでございますが、26 日に至って英国獣医学研究所において、追加試験が必要だという前提の下で陽性であるということの確定診断が出されたわけでございます。これを踏まえて、厚生労働省と農林水産省は正式に米国産牛肉等の輸入禁止を決定しております。同時に厚生労働省は既に輸入された特定部位を含む食品等について、その実態の把握と回収等を指示しております。

週明けの 29 日に、アメリカ側からアメリカの BSE に関して説明を聴取する等のための日米会合が持たれました。農林水産省、厚生労働省、当委員会事務局及び外務省が合同で参加しております。その内容は別紙で説明いたします。

その席上で、こちらからは政府としての調査チームの派遣をアメリカ側に表明し、向こうも対応する用意があるという応答があったところであります。

翌 30 日にアメリカ農務省は B S E 対策の追加的措置を発表しております。これについても別紙で説明いたします。

政府合同の調査チームを本日、派遣したところでございます。

2 枚目でございますけれども、29 日月曜日、午後 2 時から、外務省飯倉別館におきまして、日米の会合が行われました。アメリカ側からは、デービッド・ヘグウッド農務長官特別顧問とチャールズ・ランバート農務省担当次官補、それから、大使館の担当官ということで出席し、こちらからは農水省、厚労省、食品安全委員会事務局、外務省が出席しております。

この説明は、基本的には発生後 5 日というタイミングでございます。アメリカ側から、これまでわかっている状況について、アメリカ側における B S E 発生をめぐる事実関係について、説明があったわけでございます。

我が国からは、今回の B S E の感染牛の由来等についての詳しい情報、アメリカ側における B S E 対策の現状についての説明を求めたところであります。

例えば、当該牛の履歴、これは昨日、DNA 鑑定によってカナダ産ということが伝えられておりますけれども、そうした牛の来歴、その食肉の流通状況、特定部位の所在あるいはその牛が生んだ産子の状況、そういったことについて、こちらから質問をし、その時点でわかっていることについて回答があり、またわからないことについては確認の上、説明をするということになったわけでございます。

3 番目として、アメリカ側からは、米国政府は今回の B S E 発生を受けて、対策の見直しを検討しておりまして、近く公表を行うということの説明があり、翌 30 日にアメリカ農務省において、その発表が行われています。

なお、アメリカ側からは、近い将来牛肉の通常の貿易を再開するための条件について話し合う必要があるということの発言がありましたけれども、我が国側からは、米国における B S E 発生の状況等についての十分な情報をまず求めている段階であるということで、現時点では再開条件を議論するのは時期尚早であるということの考えを申し述べ、これについて具体的な議論は行われなかったところであります。

我が国から、現状を確認するために調査団を 1 月の年明け早々の週に派遣したいという申し出をし、アメリカ側から受入れ可能との回答があったところでございます。

次の 3 ページ目でございますけれども、これについては、杉浦情報・緊急時対応課長が

ら御説明したいと思います。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、米国で昨年 12 月 30 日に公表されました、追加的な B S E 対策について御説明させていただきます。

まず、米国内における B S E に対する追加的なリスク管理措置でございますけれども、歩行困難な牛、いわゆるダウナー牛につきましては、食用にと殺することを禁止すると、それらの牛について B S E の検査をするということを発表しております。

2 番目に、B S E 検査中の牛肉は、B S E の検査の結果、陰性が確認されるまでは出荷しないと。歩行困難な牛については、食用禁止になるわけですから、それ以外、例えば神経症状を表わしていたために検査される牛等が該当するかと思いますけれども、そういった牛につきましては、と殺時に B S E の検査の結果、陰性が確認されるまでは出荷禁止ということでございます。

3 番目に、特定危険部位の除去の義務化ということで、30 か月齢を超える牛の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、脊柱、脊髄、背根神経節。月齢を問わず、すべての牛の回腸遠位部については、と畜場で除去することを義務化するということを発表しております。

4 番目に、A M R、これは Advanced Meat Recovery の略で、高圧蒸気を使って骨を破壊することなく肉を採取する方法ですけれども、これによって生産される肉の規制強化ということで、現在は脊髄を A M R の原料として用いることが禁止されているんですけれども、それ以外にも背根神経節等についても、A M R の原料として用いることが今回禁止するということを発表しております。

併せて、30 か月齢以上の牛の脊柱等につきましても、A M R の対象とすることが禁止されるということでございます。

5 番目に、牛の個体識別制度の導入につきまして、これを早急に実施に移すということを発表しております。

それ以外にも、と殺時に圧縮空気を使って牛を気絶させる方法についても禁止すると。それから、いわゆる M R M と呼ばれております、機械的回収肉についても、食用に用いることを禁止するということを発表しております。

これらの追加的なリスク管理措置のほかに、2 としてございますように「米国の対策について検証するため、B S E に係る国際的な専門家を米国へ招聘する」ということで、昨年 5 月にカナダで B S E の発生がありましたときに、カナダ政府が行ったのと同様に、米国も国際的なパネルを招聘するということを決定しております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

○梅津事務局長 もう一点、その次のページに、海外調査の予定が付いてございますけれども、アメリカにおける B S E の発生状況。アメリカとカナダで進められている調査状況等を確認するため、専門家を派遣することにしまして、本日、出発しております。農水省、厚労省、食品安全委員会から、計 5 名のチームで、調査先としてはアメリカ農務省、アメリカ F D A、発生した州であるアメリカ・ワシントン州、その出生地とされ、5 月にカナダで発生したカナダ・アルバータ州政府。こういったところに参りまして、調査をする予定でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの B S E に関する報告につきまして、御質問がございましたら、お願いします。

また、会議の最初のところで申し上げましたように、本日は厚生労働省、農林水産省からも御出席いただいておりますので、両省に対する質問でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○中村委員 2、3 あるんですけれども、1 つは、厚生労働省がおやりになっている、既に輸入された特定部位等を含む食品等について回収等を指示という、去年の暮れの御説明では、かなりたくさんの品目にわたるといようなお話だったと思うんですけれども、今、どういう状況になっているのかというのを教えていただければと思います。

○寺田委員長 まず、お願いいたします。

○南監視安全課長 監視安全課長でございます。

昨年の 12 月の 24 日にアメリカでの発生という情報が飛び込んでまいりました。厚生労働省としましては、直ちに肉あるいはその加工品についての輸入をとりあえず保留したと同時に特定部位が含まれるおそれのあるもの。または特定部位そのものについての輸入状況等について調査をするよう、検疫所に指示したところでございます。

これまでの調査の進捗状況でございますが、牛の内臓及び骨につきましては、現在のところ、わかっているもので、9,930 件の届出がございました。そのうち、部位がきちんと特定されて、これはもう特定部位ではないというのがわかったのは 3,714 件でございます。

残った 6,216 件で、そのうちで特定部位が判明されていないというのが、その後の調査でわかったのは 6,157 件でございます。特定部位が含まれるということは判明したものが 3 件であったということでございました。まだ調査をやっておりますのは、56 件という

ことになるわけでございます。

特定部位が含まれていることが判明したものは、3件あった、いずれもこれは子牛の脳であったということでございました。合計40キロございまして、現在までに在庫と言いますか、残っているものが確認されたのが9キロでございました。これは昨日中には廃棄をするという予定であると聞いておりまして、もう廃棄されているものと思っております。

そのほか、牛肉及び牛ひき肉という分野におきましては、届出件数が3万7,914件ございます。脊柱が含まれていないもの旨の回答があったものが3万7,734でございました。脊柱が含まれていることが判明したものが147件あった。調査中のものが33ということでございました。これはTボーンステーキがこれに含まれているというところでございます。

加工品でございまして、牛肉、牛腸を使用していることが明らかなものということで、届出件数が1,352件でございまして、特定部位等が含まれていない旨の回答があったものが1,153件でございます。特定部位等が含まれていることが判明したものが52ということで、調査中のものが147件というふうに聞いております。

また、加工品でエキスになったものとか、そういったものについては現在、調査中でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○中村委員 Tボーンステーキは、これは廃棄ですか。

○南監視安全課長 24日の時点で既に輸入されている肉につきましては、これはこれまで日本でBSEが発生したときの措置、カナダで発生したときの措置と同等の措置をとっておりまして、これについては特に流通を止めるということはしてあります。Tボーンステーキにつきましては、これは今後どうするのかということはありませんけれども、汚染されないような形で肉が除去できるということであれば、これも24日以前に輸入された肉と同等の措置もとれるのかなというふうには考えておりますけれども、まだ具体的にこのものの措置については聞いておりません。

○中村委員 もう一つよろしいですか。あと、米国で公表された追加的な対策の中で、どなたに伺うのがいいのかわからないんですけども、ここでいわゆるサーベイランスを実施だとか、(2)で「BSE検査中の牛肉はBSE陰性が確認されるまで流通禁止とかございましてけれども、この確認とかサーベイランスというのはどういう検査をやっているんでしょうかね。つまり、ELISA法とかそういうことをやっているわけではないのでは

ないかと思うんですけれども、その辺をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○南監視安全課長 済みません。その前に先ほど、私、Tボーンステーキの取扱いについて、まだ確認していないということを申し上げましたが、失礼しました。現在、販売自粛を指導しております。

○寺田委員長 それでは、杉浦課長、お願いします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 米国が発表した追加的リスク管理措置の詳細については、今日、派遣されました調査団が確認してくるようになっております。

ただ、今までインターネット等で収集した情報によりますと、現在はアメリカで行われておりますBSE検査につきましては、国立獣医学研究所にサンプルが送られて、そこで免疫組織化学検査、ウエスタンブロット、それから組織学的検査が行われている、いずれかの方法で確認検査が行われているというふうに聞いております。

今後は、いわゆる迅速検査法が導入されるという情報を受けております。

○寺田委員長 そのことに関しまして、先ほどの資料2の3ページの(1)のところで、今の中村委員の質問に関係しまして、これは説明のときには歩行困難な牛の食用は禁止して、サーベイランスはすべての牛にするようなことに聞こえたんですけれども、そうですか。歩行困難、ダウンナーはすべてするんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ダウンナー牛については、すべてではなく抽出して検査するというふうに発表しております。

○寺田委員長 それは、いわゆる免疫化学とかそういうことをやるわけですか。それとも、臨床的な。それも向こうがやることですから、まだ細かいことはわからないと思うんですけれども、何か向こうは言っていましたか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 ダウンナー牛の検査をどういった方法で検査するかにつきましては、ちょっと確認しておりません。

○寺田委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○中村委員 この追加的な対策の(5)ですけれども、牛の個体識別制度の導入というのは、これは議会ではこういうふうにしようというふうにゴーサインが出ているということなんですか。

○梅津事務局長 これは産地表示の法案がかねてから提案されているようでございます。また、これについて、実施時期については両院で合意されているけれども、パブリックコメントの意見が、期間を延長するということを聞いております。

ただ、ちょっとここで想定していますのは、その表示のことだけなのか、もっと根本的と申しましょうか、何らかのＩＤ措置のことを視野に置いたものか、恐らく表示だけではなくて、ある種のＩＤ的なものだろうと思いますけれども、ただ、その内容とか時期については、まだ詳しく伝えられておらない状況だと思います。

○寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 ここに書いていなくて、さっき御説明の中にあった、と殺のときの圧縮空気ですね。日本でも大分、空気銃みたいなものでばんとやって。これはなぜ、こういう点ではＢＳＥ対策としては不適當なんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 牛は気絶させてから実際にと殺するまで、心臓が動いて血液が循環しているわけですが、気絶させるときに空気を注入する方法で気絶させると、中枢神経細胞が血流に乗って筋肉に運ばれるということで、筋肉を中枢神経細胞の汚染から防ぐ観点から、この方法については禁止するということを発表したというふうに理解しております。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○寺尾委員 聞き漏らしたのかもしれませんが、この追加的ＢＳＥ対策というのは、これはいつから実施するということになっているんですか。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それぞれ、どの措置について、どういう発表をしているか、ここですべて覚えていないんですけれども、直ちに実施すると言っているものと、官報に公表次第、実施するというような２つの言い方があったかと思います。具体的にいつから実施するというのは、まだ明らかにしておりません。

○寺田委員長 ほかにございますか。

こういうところがわからないから、今、向こうに行っているから、できればこういうことも追加で調べてくれとか、何かそういう部分はありませんか、おっしゃってください。

どうぞ。

○中村委員 アメリカの調査は、詳しくは書いていないんですけれども、レンダリングなんかも行くんですかね、工場なんか。

○栗本衛生管理課長 農林水産省の衛生管理課長でございます。

今のところ、まだ詳しい日程が確定していない部分もございますけれども、私どもが確認しておりますのは、ここに予定として挙げられているところということで、今、言われ

たようなところには今のところ、特に予定がないと。処理施設には入る予定と聞いていますけれども、レンダリング施設までは。

○寺田委員長 5月のカナダの牛と当然、関係あるかどうかということは、一つの問題でしょうが、そういうことはニュースとして何も入っていませんか。要するに、同じような牧場のところとか、同じような肉骨粉を食べたとか、そういうようなことは全然ないんですね。カナダで発生したBSEの話と今回のカナダ由来のアルバータの話とは、何か関係があるんですか。

○栗本衛生管理課長 直接はまだ十分な情報を得られておりません。今回、その辺も含めて調査してくるという予定にしております。

○寺田委員長 ほかにはございませんか。細かいことがいっぱい、例えば、DNAの検定はどれほどの確かさの一致なのか、そういうこともまだまだありますね。必ずしも100%というわけではないでしょうけれども。

それでは、ほかにないようでございます。本件につきましては、大変大事な問題でもございます。引き続き、休みの間も両省、こちらの委員会も幹部の方も出て、いろいろと情報収集してきましたけれども、これからは是非、情報収集をお願いいたします。それから、適宜この委員会に報告していただくようお願いをいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

食品安全委員会の12月の運営につきまして、事務局から、お願いいたします。

○岩淵総務課長 それでは、資料3に基づきまして、昨年12月の当委員会の運営について報告いたします。

まず「食品安全委員会の開催」でございます。4回ございまして、12月4日、第22回では、プリオン専門調査会における審議状況についての報告。

微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況についての報告。

遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況についての報告。

11月の運営についての報告という内容でございます。

12月11日の第23回では、食品安全基本法に規定する基本的事項について、意見をとりまとめたいただきました。

また、添加物2品目について評価の要請内容につきまして、厚生労働省から説明がございました。

同じく、評価要請で肥料3品目、抗菌性物質が飼料添加物及び動物用医薬品として家畜

に与えた場合に選択される薬剤耐性菌に関する農林水産省からの説明がございました。

食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関しまして、飼料添加物として指定されている抗菌性物質について、検討が行われました。

農薬専門調査会における審議状況について、報告がございました。

動物用医薬品専門調査会における審議状況についても、報告がございました。

また、食の安全ダイヤルのことについて、11月分の報告がございました。

12月18日の第24回では、添加物1品目の評価の要請につきまして、厚生労働省からの説明がございました。

12月25日の第25回では、米国におけるBSEの発生について厚生労働省、農林水産省からの報告。

評価関係で、動物用医薬品2品目に関しまして、農林水産省からの説明。

農薬ノバルロンの食品健康影響評価につきまして、同日付けで評価結果を出しまして、厚生労働大臣に通知しております。

新開発食品専門調査会における審議状況について、報告がございました。

当委員会関係の16年度予算案についての報告がございました。

また、食品安全モニターからの11月分の報告について、報告がございました。

2ページにまいりまして「専門調査会の開催」でございます。

専門調査会では、まず「企画専門調査会」は、12月3日に第5回を開催しまして、基本的事項に盛り込むべき事項についての意見のとりまとめをしていただきました。

「リスクコミュニケーション専門調査会」は、12月2日に第3回会合で、このリスクコミュニケーションについての講演が行われたほか、意見交換会の結果とか、3府省の取組についての報告・検討がございました。

また、我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題、構成項目案についての検討が行われました。

「添加物専門調査会」は、12月17日に開催されまして、添加物の亜酸化窒素についての検討が行われました。

「農薬専門調査会」が12月3日開催されまして、農薬エチプロール及びピリダリルについて検討が行われました。国民から意見・情報を募集した上で食品安全委員会に報告すると決定しております。

24日は農薬オキサジアルギル及びボスカリドについての検討が行われました。

「動物用医薬品専門調査会」は、12月5日に開催されまして、エトキサゾール、イミダ

クロブリドを主成分とする動物用殺虫剤、牛マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチンについての検討が行われました。この動物用殺虫剤のノックベイトは国民から意見・情報を募集した上で、食品安全委員会に報告すると決定しております。

「汚染物質専門調査会」、12 月 10 日に第 2 回が開催されまして、カドミウムに係る食品健康影響評価の論点と今後の進め方について、検討が行われております。

3 ページにまいりまして「遺伝子組換え食品等専門調査会」第 3 回会合が 12 月 1 日に開かれました。遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方につきまして、起草委員案を了承いたしまして、国民から意見、情報を募集した上で食品安全委員会に報告することが決定しております。

「新開発食品専門調査会」は、12 月 10 日、24 日と開催されまして、特定保健用食品についての検討が行われております。

「肥料・飼料等専門調査会」は、12 月 12 日に開催されまして、普通肥料の公定規格の設定・変更に係る評価の考え方について検討が行われました。

次に「意見交換会等の開催」でございますが、12 月 5 日に、福岡県で食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の主催によりまして、食の安全に関する意見交換会を開催いたしました。見上委員が「新しい食品安全行政の取り組みについて」のテーマで講演を行い、参加者との意見交換を実施しております。

12 月 9 日には「食品安全モニター会議」を開催いたしました。9 日の開催分は、東京都、神奈川、山梨及び長野県の食品安全モニターを対象として開催いたしまして、食品安全委員会の取組やリスク評価の手法について説明を行いました。また、モニターから地域における取組についての報告を受けて、意見交換を実施しております。

翌日 10 日には、同様のモニター会議で、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉及び新潟県のモニターを対象として、同様の意見交換等を行っております。

12 月 16 日には、広島県におきまして、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の主催により「食のリスクコミュニケーション意見交換会（広島）」を開催いたしました。有識者、専門家の参加の下に、食品添加物やリスクコミュニケーションについての講演やパネルディスカッション、参加者との意見交換を実施しております。

4 ページにまいりまして、12 月 18 日は「消費科学連合会との懇談」がございまして、食品の安全性に関する消費者のとらえ方や情報提供の仕方などについて、意見交換が行われました。

12 月 19 日には「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案等に関する意見交

換会」が開催されました。この専門調査会において作成されました「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準案」及び「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方案」につきまして、公募による意見陳述人や参加者との意見交換を実施しております。

12月25日には「日本香料工業会との懇談」もございまして、食品の安全性確保のための食品香料業界の取組や今後の委員会と日本香料工業会との協力について懇談が行われております。

最後に、12月29日に、先ほど報告がございました、日米会合が開催されたということでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

特別、コメントございませんか。

それでは、これで今日の議事は終わりましたけれども、そのほかに何かございますか。あるいは、今日の議題の中で、これはというのとコメントございましたら。

よろしゅうございますか。ないですね。事務局側の方もないですね。

それでは、本日の委員会は、これで終了いたしました。委員の皆様方は本当に今年、また国民の健康のための案件がいろいろと出てくると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

次回の委員会につきましては、1月15日14時から開催いたします。

明日、金曜日14時から添加物専門調査会が、来週13日火曜日10時から、動物用医薬品専門調査会が非公開で、14日水曜日13時から、農薬専門調査会が非公開でそれぞれ開催いたしますので、お知らせいたします。

今日はどうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。